

日本リーテック株式会社定款

日本リーテック株式会社定款

第1章 総 則

(商 号)

第1条 当社は、日本リーテック株式会社と称し、英文では、NIPPON RIETEC CO., LTD. と表示する。

(目 的)

第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。

- (1) 電気工事及び電気通信工事の設計並びに施工
- (2) 土木工事、建築工事、鋼構造物工事、管工事、塗装工事、機械器具設置工事、とび・土工工事、水道施設工事、消防施設工事及び防水工事の設計並びに施工
- (3) 電気機器及び材料の製作、修理、加工並びに販売
- (4) 土木工事及び鋼構造物工事の測量
- (5) 警備業
- (6) 産業廃棄物の収集運搬
- (7) 不動産の売買、賃貸、仲介、鑑定、管理及び建築設計
- (8) 金銭貸付業
- (9) 各種動産のリース、賃貸借、売買（割賦販売を含む）及び保守管理
- (10) 前各号に附帯関連する一切の事業

(本店の所在地)

第3条 当社は、本店を東京都千代田区に置く。

(機 関)

第4条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。

- (1) 取締役会
- (2) 監査等委員会
- (3) 会計監査人

(公告方法)

第5条 当社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合の公告方法は、日本経済新聞に掲載する方法とする。

第2章 株 式

(発行可能株式総数)

第6条 当社の発行可能株式総数は、5,000 万株とする。

(自己の株式の取得)

第7条 当社は、会社法第 165 条第 2 項の規定により、取締役会の決議によって自己の株式を取得することができる。

(単元株式数)

第8条 当会社の単元株式数は、100株とする。

(単元未満株式についての権利)

第9条 当会社の単元未満株式を有する株主（実質株主を含む。以下同じ。）は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
- (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利（株主名簿管理人）

第10条 当会社は株主名簿管理人を置く。

2. 株主名簿管理人及び事務取扱場所は、取締役会の決議によって定めこれを公告する。
3. 当会社の株主名簿及び新株予約権原簿の作成並びにこれらの備え置きその他の株主名簿及び新株予約権原簿に関する事務は、株主名簿管理人に委託し、当会社においてはこれを取扱わない。

(株式取扱規則)

第11条 当会社の株式に関する取扱い及び手数料は、法令又は本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規則による。

第3章 株主総会

(招 集)

第12条 当会社の定時株主総会は毎年6月に、臨時株主総会は、随時必要ある場合にこれを招集する。

(定時株主総会の基準日)

第13条 当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年3月31日とする。

(招集者及び議長)

第14条 株主総会は、取締役社長がこれを招集し、その議長となる。

2. 取締役社長に欠員又は事故あるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序により他の取締役がこれに代わる。

(株主総会資料の電子提供)

第15条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる。

2. 当会社は、電子提供措置をとる事項のうち、法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載することを要しないことができる。

(決議の方法)

第16条 株主総会の決議は法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

2. 会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することのできる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

(議決権の代理行使)

第17条 株主は、当会社の議決権を行使することができる他の株主1名を代理人としてその議決権を行使することができる。

2. 前項の場合において株主又は代理人は、代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。

(議事録)

第18条 株主総会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載又は記録する。

2. 株主総会の議事録は、10年間本店に、その謄本を5年間支店に備え置く。

第4章 取締役及び取締役会

(取締役の員数)

第19条 当会社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）は、20名以内とする。

2. 当会社の監査等委員である取締役は、5名以内とする。

(取締役の選任)

第20条 取締役は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって選任する。

2. 取締役の選任決議については、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
3. 取締役の選任は累積投票によらないものとする。
4. 当会社は、法令に定める監査等委員である取締役の員数を欠くことになる場合に備え、株主総会において補欠の監査等委員である取締役を選任することができる。
5. 前項の補欠の監査等委員である取締役の選任に係る決議が効力を有する期間は、当該決議後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。

(取締役の任期)

第21条 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の任期は、その選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2. 監査等委員である取締役の任期は、その選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
3. 任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。

(役付取締役)

第22条 当会社は、取締役会の決議によって取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から、取締役会長及び取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役及び常務取締役各若干名を定めることができる。

(代表取締役)

第23条 当会社の取締役社長は会社を代表し、必要に応じ取締役会の決議によって取締役会長、取締役副社長及び専務取締役の中から代表取締役を選定することができる。

(取締役の報酬等)

第24条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって定める。

(取締役会の招集者及び議長)

第25条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、議長がこれを招集する。

2. 前項の規定にかかわらず、監査等委員会が選定する監査等委員は、取締役会を招集することができる。
3. 議長は、取締役会においてあらかじめ定めた取締役がこれにあたる。ただし当該取締役に欠員又は事故あるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序により他の取締役がこれに代わる。

(取締役会の招集通知)

第26条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役に對し発するものとする。ただし、緊急の必要あるときは更にこの期間を短縮することができる。

2. 取締役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。

(取締役会の決議方法)

第27条 取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、その取締役の過半数をもって行う。

2. 当会社は、会社法第370条の要件を満たす場合は、取締役会の決議の目的である事項につき、取締役会の決議があったものとみなす。

(重要な業務執行の委任)

第28条 当会社は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって、重要な業務執行（同条第5項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部又は一部を取締役に委任することができる。

(取締役会の議事録)

第29条 取締役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載又は記録し、出席した取締役がこれに記名押印又は電子署名する。

(取締役会規程)

第30条 取締役会に関する事項は、法令又は定款のほか、取締役会において定める取締役会規程による。

(取締役との責任限定契約)

第31条 当会社は、取締役（業務執行取締役であるものを除く。）との間で、当該取締役の会社法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がないときは、法令が定める額を限度として責任を負担する契約を締結することができる。

第5章 監査等委員会

(監査等委員会の招集通知)

第32条 監査等委員会の招集通知は、会日の3日前までに各監査等委員に對し発するものとする。ただし、緊急の必要あるときは更にこの期間を短縮することができる。

2. 監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。

(監査等委員会の決議方法)

第33条 監査等委員会の決議は、議決に加わることができる監査等委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(監査等委員会の議事録)

第34条 監査等委員会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載又は記録し、出席した監査等委員がこれに記名押印又は電子署名する。

(監査等委員会規程)

第35条 監査等委員会に関する事項は、法令又は定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。

第6章 会計監査人

(会計監査人の選任)

第36条 会計監査人は、株主総会において選任する。

(会計監査人の任期)

第37条 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2. 前項の定時株主総会において別段の決議がなされないときは、当該定時株主総会において再任されたものとする。

第7章 計 算

(事業年度)

第38条 当社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの1年とする。

(剰余金の配当の基準日及び除斥期間)

第39条 当社の期末配当の基準日は、毎年3月31日とする。

2. 配当財産が金銭である場合は、支払開始の日から満3年を経過しても受領されないときは、当社は、その支払義務を免れる。

附 則

(株主総会資料の電子提供に関する経過措置)

1. 定款第15条の変更は、会社法の一部を改正する法律（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定の施行の日（以下「施行日」という。）から効力を生ずるものとする。
2. 前項の規定にかかわらず、施行日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、定款第15条（株主総会参考書類のインターネット開示とみなし提供）はなお効力を有する。
3. 本附則は、施行日から6か月を経過した日又は前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。